

**平成18年度第1回定例会  
町田市教育委員会会議録**

1、開催日	平成18年（2006年）4月14日	
2、開催場所	第三、第四会議室	
3、出席委員	委員長	富川 快雄
	委員	名取 紀美江
	委員	井関 孝善
	委員	岡田 英子
	教育長	山田 雄三
4、署名委員	委員長	
	委員	
5、出席事務局職員	学校教育部長	安藤 源照
	生涯学習部長	河野 修
	教育総務課長	荒木 純生
	教育総務課管理主幹	飯島 博昭
	施設課長	井上 正一
	施設課主幹	金子 敬
	施設課主幹	河原 昭夫
	施設課主幹	梅村 文雄
	学務課長	松村 信一
	指導課長	梅原 哲
	指導課教育センター担当課長	田原 克人
	指導課副参事	坂本 修一
	指導課主幹	田後 毅
	統括指導主事	澤井 陽介
	指導主事	中嶋 建一郎
	社会教育課長	天野 三男
	社会教育課市民大学担当課長	砂田 勉

社会教育課副参事（管理主幹）	細野信男
社会教育課主幹	田中久雄
スポーツ課長	田中哲夫
図書館長	手嶋孝典
図書館副館長兼図書館副参事	守谷信二
博物館副館長	畠山豊
公民館長	落合忠繁
公民館主幹	石井健一
ひなた村主幹	谷澤繁
大地沢青少年センター所長	深澤泉
国際版画美術館副館長	園部芳徳
国際版画美術館主幹	河野實
書記	砂川聡
書記	堀場典子
速記士	波多野夏香（澤速記事務所）

## 6、提出議案及び結果

議案第2号	学校医委嘱（取消）の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承認
議案第3号	町田市特別支援教育検討委員会委員の委嘱（任命）の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承認
議案第4号	町田市特別支援教育検討委員会委員の委嘱について	原案可決
議案第5号	町田市青少年委員の委嘱（解嘱）について	原案可決

7、傍聴者数 1名

## 8、議事の概要

午前10時4分開会

委員長 ただいまより第1回定例教育委員会を開会いたします。

本日の署名委員は名取紀美江委員です。

では、日程に従って進めてまいりたいと思います。

日程第1、月間活動報告を行います。教育長から説明をお願いします。

教育長 それでは、3月3日、定例教育委員会以降の主な活動状況についてご報告いたします。

3月3日以降ですが、ご存じのとおり、市議選、市長選が行われまして、その後初めての議会が開かれました。議会の関係については省略をさせていただきますが、それとあわせまして、この期間中、小中学校の卒業式あるいは入学式等が行われました。この実施状況につきましては、本日、指導課の方から報告事項としてございますので、よろしく願いたいと思います。

それでは、活動状況ですが、一覧表をごらんいただきたいんですが、6日に児童・生徒表彰式ということで、教育委員会としては初めてでございますが、文化、スポーツ活動に優秀な成績をおさめた個人あるいは団体、部活動ですが、そのほか有益な活動、他の模範となる活動を行った個人あるいは団体について表彰を行いました。個人、団体含めて22でございます。初めてのことということで、来年度以降についてももうちょっと広がるのかなとは思っています。

8日ですが、特別支援教育検討委員会、これについては、きょうの議題でございますが、初めての会合ということで委員については専決をさせていただきましたが、委嘱式ということで行いました。これについては、本日、報告事項の中で検討委員会の設置要綱についても報告をさせていただきます。この日は委員長等を互選したということで、委員長には北村文夫先生、前に指導担当副参事でおられた方ですが、お願いをすることになりました。

一方、15日には、これも教育委員さんにご出席をいただきまして、学校図書館の指導員の感謝状贈呈式を行いました。5年以上図書指導員として、ボランティアとして協力をいただいた方21名でございました。当日は13名出席をしていただきまして、贈呈の後、教育委員さんと若干の懇談の時間を設けさせていただきました。

それ以降ですが、4月に入りましては、スポーツ等の開会式等ですが、まず2日に、市民軟式野球大会、春の大会の開会式がございました。スポーツの大会ですが、体育施設がすべて指定管理者制度になりまして、今年度から、今まで市教育委員会が主催していたものを体育協会とスポーツ振興公社が共催をするという形になりましての初めての大会です。したがって、まだちょっとその辺が徹底していない向きがありまして、プログラ

ム等で若干誤りであるとか、そういうことがございましたが、2日には軟式野球と春のソフトボール大会、それぞれ行われまして、軟式については126チーム、ソフトボールは89チームの参加がございました。

同じ日に、小野路公園開園式とございますが、これは旧朝日生命のグラウンドのところですが、これの開園式ということで、当日は多目的のグラウンドがオープンというふうなことで、町田市の少年サッカーと、横浜にございますF・マリノスの少年サッカーとの試合がございました。

9日ですが、少年野球、これは春の大会ですが、これも体育協会とスポーツ振興公社の主催というふうなことで、122チームの参加がございました。

同じ日に、東京都指定史跡田端環状積石遺構整備工事竣工式ということで、現地で行いました。岡田委員さんにご出席をいただきまして、テープカット等をしていただきました。当日は玉川大学の先生ですとか、あるいは社会教育の学芸員による説明だとか、そういうことがございました。今後、地元の方はもちろんのこと、学校でも現地で授業をするだとか、そういうことで利用をしていただければというふうに思っております。

11日に、奨学資金の審議会がございまして、58名の応募で50名の方を決定させていただきました。

13日、昨日ですが、体育指導委員の委嘱式ということで、先日、委嘱について議決をいただきましたが、初会合というふうなことで委嘱式を行いました。

そのほか、東京都の教育施策連絡会等々ございましたが、各教育委員さん、ご出席をいただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 両部長から何かございましたらどうぞ。

学校教育部長 それでは、3月20日に文教生活常任委員会がございましたので、その関係についてであります。

学校教育部については、予算案件ということだけでした。質疑の内容ということになります。歳入関係で珍しく質問がありまして、廃校の跡地等についての活用というのは考えられないのか、歳入確保は考えられないのかというようなご質問がございました。検討していきたいということでお答えをしております。

それから、歳入で防衛施設局の補助金がありますが、この内容の確認といったものがございました。

歳出関係では、部活動の謝礼の関係であるとか、あるいは施設整備の内容の確認といっ

たものがございました。それぞれお答えをしております。

それから、机、いすの今後の購入の予定等についても質問がございました。もっと早くできないのかというお話がありましたけれども、使えるものがたくさんある中で、捨てるのはいかなものかというふうなことも含めて、順次やっていきたいということでの答えをしております。

概略ですが、以上でございます。

生涯学習部長 私どもの方は、常任委員会、条例と一般会計予算を提案いたしまして、体育施設の休館日と会議室の利用料金の変更ということで条例については出しましたが、特に質問がなく、可決されております。

一般会計の予算については2点ございまして、文学館について、これは議員さんからの意見、要望ということで、作品のレプリカ展示はやめて、実物でやってくれないかというようなご要望がありました。それと、職員体制を充実してほしいという要望が出されております。

もう1点、予算については体育施設について出ておりまして、全国レベルの大会の招致は考えられないかというような質問がございまして、ご相談があれば受け入れる態勢を検討していきたいというふうに回答しております。

また、指定管理者制度に伴う利用料金制の精算はどうなるんだということのご質問がありまして、室内プールは精算は行いません、他の施設、スポーツ振興公社の部分については精算を予定していますという回答をして、特にそのほかについては質問なく終了しております。

委員長 東京都の施策連絡会ほか、各委員が参加されたものも幾つかあるかと思っておりますので、報告ないし感想等がありましたらお願いしたいと思います。順繰りにお願いします。

井関委員 2つございまして、1つは、3月14日に開かれました、ここの主な活動状況の表にあります町田市公立小学校PTA連絡協議会の研修会に出席しました。3月14日に教育センターで、「守ろう！子どもの安全！-いま私たちにできることは？-」ということで研修会が行われました。まず、町田警察の横倉係長さんから、子どもが巻き込まれる犯罪について、町田の現状と対策の話がありまして、その中で子どもが巻き込まれるのは通学における登下校の時間に発生するものが半数でありますということで、子どもをひとりにしないということが重要だということをおられました。続いて、品川区立小学

校PTA連合会会長の前田純一さんという方から、83運動の立ち上げと推進という活動例の紹介がありました。この83運動というのは、朝8時の登校時間と午後の3時の下校時間に、大人がなるべく家の外に出て子どもを見守るようにしましょうという運動です。町田では防災無線とか、各学校で取り組んでいるところではありますが、品川区では以前からこの運動をしていたんだそうです。ただし、なかなか浸透しなかったんですが、広島や今市での事件の後、急に浮上したということです。

町田警察の方の話で、登下校の時間に子どもが巻き込まれる時間が多いということと本当に一致しているなと思いました。品川区では、これと並行して防犯マップが学区ごとにデジタル化してまとめられて、40校安全マップということで全区の状態がインターネットでわかるそうです。ただし、各学区の詳細というのは関係者しか見られないようにしているというふうに言われました。現在は会長さんの所属する学区の区域だけが例としてホームページで見ることができました。これは学校選択制が進んでいる区ですので、通学路が広域化しているということに対応していて、地域で守ろうだけでなく、地域を超えて守ろうという段階に進んでいるというお話をされていました。

討論をして、23区との財政的な差というのを感じさせられたんですけども、その差は埋められない現状ですので、頭を使って、町田の特徴と言えるものが何か生み出せるといいなと思いました。

もう1つは、図書指導員感謝状贈呈式、3月15日ですが、この制度は各学校で大変評判のいい制度であります。小学校及び中学校の図書指導員21名に感謝状を贈呈したんですが、その後約1時間、教育委員と関係部課長の出席で懇談会が開かれました。現状の問題点が幾つか挙げられたというのが話の中心になりますけれども、例えば指導員と先生とのコミュニケーションの時間がない、指導員の待遇が改善にならないか、パソコンが使えるように、これは期限つきで少なくとも3年以内にといいことを言っておられました。また、学校の図書室の新設あるいは改修するときは、位置や機能に関して現場の声を聞かれた方がいいというようなことを言っておられました。ただ、今までこのような教育委員とか部課長と直接図書指導員の方が話す機会がなかったということで、出席者からは大変喜ばれました。

名取委員 私もやはり図書指導員の感謝状贈呈式の件なんですけれども、指導員の方々の児童生徒に対する愛情がとても強く感じられました。中学校にかかわっている指導員なんですけれども、初めの二、三年はほとんど人が来なかったそうです。それが小学校で指

導員の指導を受けた子たちが卒業するに従って、だんだんと中学校の図書室をおとずれる生徒がふえてきたということです。指導員の方々の努力の積み重ねがこのような結果を生んでいるんだなというふうに感じました。

また、卒業式のときですけれども、校庭で1人ずつ見送ったんですけれども、そのときに、図書指導員の方に生徒たちが、「どうもありがとうございました」というのが何人も来るんですね。そして、最後に色紙を指導員の方に渡されていました。その色紙を見ると、本当に、ありがとう、ありがとうの言葉でいっぱいでした。ここは図書指導員と学校との連携がとてもうまくとれているんだなということと、読書部というのがあって、指導員がそれに深くかかわっていたそうです。ただ、指導員の方たちの話を聞くと、やはり学校との連携がとれていなくて、もっと話し合いができたらなということをお聞きしました。本当に温度差があるなというふうに感じました。

岡田委員 1カ月以上前になるんですけれども、新体操の発表会を見せていただきました。大変レベルの高い競技で、小学校に入る前くらいの子から中学校までだと思っんですけれども、高校生もいたんですか、非常にレベルが高いので、こういったことが町田で行われているということは誇りに思っているかなと思えました。そうしたレベルの高い町田在住の子もいるわけで、それが結局、翌日の児童生徒表彰式ということにつながったんだと思っんですけれども、こういうふうにきちんと評価してもらうこと、そしてそれを表彰してもらうということは子どもたちにとって大変うれしいことで、当日集まっていた子どもたちも非常に誇りを持って、うれしく表彰状を受け取るというような様子が見られましたので、ぜひ継続して行って、なおかつきちんと評価するということにも重きを持って続けていきたいと思いました。

それから、田端遺跡の竣工式、これはすっかり工事が終わって、植木が大きくなれば日影でちょうどいい公園になるのかなというような状況だったんですけれども、セキュリティーというか、だれでも利用できるような形で非常に開放的な施設になっておりまして、近くの小学校では授業に活用してくれているということでしたが、望むらくは、いたずらされることのないように、そうした広報などを通して市民みんなで守っていこうと。玉川大学の先生の話でも大変珍しい遺跡だということですので、みんなでこの遺跡を守っていききたいというような、そうした気持ちを盛り上げていけたらいいなと思いました。

委員長 生涯学習部長に1つお聞きしたいんですけれども、先ほどの報告の中で、文学館でレプリカ展示はやめて実物をというご意見があったという報告でしたけれども、これ



はレプリカで、これは実物でというようなことがある程度できているのかどうか。あるいは具体的にどういうもののことを指しているのか、もしわかっていたらちょっと教えていただきたいんですけども、担当者で結構です。

それからもう1つは、利用料金制の精算ということがございましたけれども、その精算というのはどういう意味なのか、ちょっとよくわかりませんので、ご説明いただきたいと思います。

図書館副館長 レプリカのことを報告申し上げます。

新年度予算でたしか150万くらいだったと思いますけれども、レプリカ作製委託を予算化しております。内容としましては、町田市で所蔵しておりますゆかりの作家の自筆の原稿、その他、特に遠藤周作さんの町田について書かれた原稿等を所蔵しているわけですが、そういったものについては、文学館がオープンした後に、半常設的な展示に使用するものになろうかと思えます。それから、そういったものについては、場合によっては研究者等の閲覧にも対応していくものになろうかと思えますので、その都度現物を出し入れいたしますと大変劣化をするということがございますので、そういったものの複製を作成したいということでございます。

それから、それ以外に、実は町田にゆかりの作家でありながら、よその文学館等に資料が所蔵されているものもございます。そういったものについては、町田にゆかりの深い資料を一時お借りして、そういったもので複製をつくって、複製を町田で所蔵したいというふうなことも考えておりますので、そのようなご説明をしたところでございます。

生涯学習部長 利用料金制は、例えば今、室内プールについては民間の会社を指定管理で入れております。それで上限の料金を設定しておりますので、例えばプール300円、トレーニング室300円というようなことでやっておりますけれども、指定管理者の方では、プールとトレーニング室をセットで500円で券を販売して、1日券というような呼び方をしているようですが、自由に両方使える、それで金額は安くということで、企業努力としてそういうようなことをやっております。それが指定管理の本年度の計画の中で、これだけのお金の収入を見込んでいますというような形でやっておりますので、その金額について、例えばそれがふえたり減ったりしても、室内プールの場合は、ふえれば指定管理者がそれだけ懐に入る。減ればそれだけ持ち出しになるというような形になっております。

ただ、スポーツ振興公社の方は、入るだろう金額を想定して、それが増減した場合には、そこで精算を最後に行う、年度末に行う、そういうような2通りの利用料金の精算の

方法でやっています。

委員長 つまり、プールと公社に指定管理をゆだねているところとは精算の仕方が異なるということですね。そういう理解でいいわけですか。

生涯学習部長 はい、そういうことです。

委員長 わかりました。

ほかにございますか。よろしいですか。 今、岡田委員から、田端環状遺跡の1つの提案というか、意見がありましたので、担当者は、その件についてはひとつまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、以上で月間活動報告を終了したいと思ひます。

日程第2、議案審議事項に入ります。

議案第2号 学校医委嘱（取消）の臨時専決処理に関し承認を求むることについてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第2号は、学校医委嘱（取消）の臨時専決処理に関し承認を求むるものでございます。

本件につきましては、3月14日、臨時専決処理をいたしましたので、承認をお願ひしたいというものです。

理由ですが、学校医の委嘱につきましては、社団法人町田市医師会より推薦をいただいで委嘱しているところでありますが、このたび、三輪小学校の学校医を、別紙にありますが、鈴木房雄先生から長坂先生に変更したい旨、申し出がありましたので、町田市公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任用に関する規則に基づき、委嘱あるいは取消をするため臨時専決処理をいたしましたので、本日承認を求むるものでございます。

2枚目でございますが、上の方が4月1日付で新たに委嘱をする先生、下の方が委嘱を取り消す先生ということでございます。学校医ということで、いずれも内科の先生でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に何か質問、その他はございますか。 ないようですので、以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第2号 学校医委嘱（取消）の臨時専決処理に関し承認を求むるこ

とについては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり承認することに決しました。

議案第3号 町田市特別支援教育検討委員会委員の委嘱(任命)の臨時専決処理に関し承認を求めることについてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第3号は、町田市特別支援教育検討委員会委員の委嘱(任命)の臨時専決処理に関し承認を求めるものでございます。

本件につきましては、3月7日に臨時専決処理をさせていただきましたので、本日承認をお願いするものです。

理由ですが、町田市特別支援教育検討委員会の設置に伴い、町田市特別支援教育検討委員会設置要綱 これはちょっと前後してしまいますが、本日、報告事項の方で報告することになっております に基づき、別紙20名を特別支援教育検討委員会に委嘱あるいは任命するに当たって、町田市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条に基づき専決処理しましたので、同条ただし書きにより、教育委員会で承認を求めるものでございます。

2枚目をごらんいただきたいんですが、選出区分がございまして、20名の方、委嘱あるいは任命をさせていただきました。先ほど報告の中でございましたが、第1回目を8日にさせていただきました。12番の学識経験者の北村先生を委員長に、4番目の中学校校長、佐藤昇、鶴川二中の校長先生を副委員長に決定させていただいたところでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明で何かございましたらどうぞ。

岡田委員 質問とか意見とかいうことではなくて、要望になるんですけども、特別支援教育のような場合、私もささやかな経験から感じますに、保護者の方が、自分の子どもが特別支援を必要とするんだということを受け入れることが非常に大きなポイントになると思うんですね。そのあたりのところを、このメンバーで見ましても、実際に保護者の方も加わっていらっしゃいますし、通常学級の先生、それから幼稚園の先生も加わっていただいているので、その辺のケアを、特に保護者の方に対する心のケアみたいなところをお願いしたいなということをや望として出しておきたいと思います。

委員長 これは要望として、担当は指導課ですね。

指導課長 承りました。ありがとうございます。

委員長 ほかにございますか。 ないようですので、以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第3号 町田市特別支援教育検討委員会委員の委嘱（任命）の臨時専決処理に関し承認を求めることについては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり承認することに決しました。

議案第4号 町田市特別支援教育検討委員会委員の委嘱についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第4号は、町田市特別支援教育検討委員会委員の委嘱についてでございます。

第3号で専決処理させていただきましたが、この時点では、2枚目でございますが、養護学校の保護者代表の方と、教諭については、異動だとか、そういう絡みがございますが未定でした。その後、養護学校の方と調整をいたしまして決定させていただきましたので、本日、追加委嘱するということをお願いをするものでございます。

2枚目でございますが、養護学校保護者の方と養護学校の教諭、以上の2名を追加委嘱ということでございます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

委員長 以上で説明は終わりました。

これは議案第3号で先ほど承認をいたしました委員に対して、追加委嘱ということでご理解をいただきたいと思えます。

ただいまの説明で何かありましたらどうぞ。よろしいですか。 以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第4号 町田市特別支援教育検討委員会委員の委嘱については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

議案第5号 町田市青少年委員の委嘱（解嘱）についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第5号は、町田市青少年委員の委嘱（解嘱）についてでございます。

本件ですが、本人から申し出がございまして、2006年3月31日付で解嘱いたしまして、新たに町田市青少年委員設置に関する条例第5条の規定に基づき、委員を委嘱するというものでございます。

任期につきましては、来年の4月30日までということです。

2枚目をごらんいただきたいんですが、上の方が4月1日付で新たに委嘱をする方、下の方が3月31日付で解嘱をする方ということでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明で何かございましたらどうぞ。 ないようですので、以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第5号 町田市青少年委員の委嘱（解嘱）については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

日程第3、報告事項に入ります。

追加の報告はございますか。 ないようですので、1番から順にお願いをしたいと思います。

学務課長 今回の改正は、年々増加する支出額を抑制するため、平成18年度より、就学援助費における準要保護者の認定基準の改定をするものであります。

要綱資料の3枚目の右側に細かな改正点があるんですけども、認定基準を生保基準の1.2倍から1.1倍未満というふうに改めるものでございます。

「就学援助費否認定に対する申立について」、その丸が3つあるうち、文章がありまして、その文言のところですね。「生活保護基準の」という文言を加筆しまして、1.2倍未満を1.1倍に改めるものです。

委員長 いつものように、質問、その他は全部説明が終わってからいたします。

学務課はもう1つありますね。

学務課長 次は、就学援助費事務取扱基準の一部改正です。

これの第1の改正の理由は、今、要綱で申し上げた内容と同じでございます。準要保護者の認定基準を生活基準の1.2倍未満から1.1倍未満にするものであります。それは基準の

資料、1枚目にありますけれども、第2「認定基準」、2、(1)の文章中の「1.2倍」というものを「1.1倍」、の算出方法の計算式の一番右が「1.2」から「1.1」に改正するものであります。

次に、第2の改正としまして、3月の定例教育委員会におきまして、通学費補助金の支給要綱を一部改正させていただきまして、そのときと同じケースでございまして、対象者の言葉をより具体化したものであります。通学費補助金と同様の文言に直しております。

指導課長 3点目の町田市特別支援教育検討委員会設置要綱の制定についてご報告を申し上げます。

東京都では、平成15年に国から示された「今後の特別支援教育の在り方について」という答申に基づきまして、平成19年度、来年度からでございますが、都内の公立学校全校に特別支援教育の実施をするということを決まっております。特に通常の学級に5%程度、軽度発達障がいのあるお子さんたちがおいでになるということございまして、特別な配慮、支援、個々のニーズに応じた教育を実施していくことが緊急な課題となっております。19年度をにらみまして、本市におきましても特別支援教育の検討委員会の設置をいたしたところで、設置要綱を定めたところでございます。

お手元の資料をごらんいただければと存じます。第1に「設置」について定めてございます。特別支援教育の実施について必要な事項を継続的に検討し、よりよい特別支援教育を円滑に推進するというのがその目的となります。

第2に「所掌事項」として、1点目から10点目まで定めてございますが、2点目の各学校への専門家、巡回指導員等の派遣、あるいは4点目の都立養護学校との連携、5点目に校内委員会の設置及び運営、6点目に各学校の特別支援教育コーディネーターの役割、このようなことについて具体的に検討をしまっている、その上で具体的な施策として定めてまいるというものでございます。

第3に「組織」でございますが、先ほどご審議をいただきましたとおり、現在のところ、20名と2名、22名の委員を委嘱あるいは任命させていただいておるところでございますが、裏になりますけれども、12番目と13番目の小学校保護者、中学校保護者の代表がいまだ決定されておられません。PTAの組織改正等がございますところからおくれておるところでございますので、後ほど決定したところでお諮りをしたいというふうに考えてございます。

第4に「委員の任期」、第5に「委員長等」、第6「会議」、第7「部会」、第8「庶

務」、第9「委任」、このように定めたところでございますので、ご報告を申し上げます。

3点目については以上でございます。

4点目の2005年度就学相談結果についてご報告を申し上げます。

お手元に就学相談の結果、2枚のつづりを差し上げていると思います。ごらんいただければと存じますが、第1点目に相談受付、就学相談、これは小学校への入学にかかわる相談でございますが、受付が107件。進学相談、これは中学校への進学についての相談ですが、84件の受付がございました。

2に、相談会、これは9月から1月にかけて就学相談、進学相談、各10回行っておりますけれども、小学校で就学相談が辞退を除いた104人、中学校で辞退1名がございましたので83人の児童の相談をしたところでございます。

3点目に相談結果の一覧がございます。合計のところ、例えば通級であれば41の相談をいたしました。右の方が所見別の入学先でございますが、通常の学級に入学したのが6、通級の難聴が1、言語が23、情緒が11、このようにごらんいただければというふうに思います。

(1)で就学相談、小学校への入学について、(2)で進学相談について記してございます。

4番、5番はごらんおきをいただければと思います。転学、それから通級指導学級への入級相談でございます。

1枚目の裏、それから2枚目につきましては、近年の就学相談の傾向について記したものでございます。

相談件数の推移でございますけれども、就学相談については、2000年度からだんだん増加をしてきておりましたけれども、2005年度、若干の受付件数の減少がございました。対しまして、進学相談では、2004年度から2005年度にかけて23件の増加があったということでございます。総数としては年々の増加があるということでございます。

2の種別ごとの入級者数の推移については、ごらんおきをいただければと存じます。

よろしく願いをいたします。

5点目の2005年度卒業式・2006年度入学式の実施状況についてご報告をいたします。

お手元に東京都教育委員会教育長あての調査の結果の報告がございます。

1枚おめくりをいただきますと、表面に17年度、2005年度の卒業式の国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況が記してございます。小学校40校、中学校20校において適正に卒業式が行わ

れたという報告でございますが、上から4つ目の表の「国歌斉唱」のところでございますが、「国歌斉唱時、一部不起立」ということで、小学校で1件、教職員の不起立がございました。ご報告をいたします。

裏面は、2006年度の入学式の実施状況でございます。小学校40校、中学校20校において、全校で適正に実施されたという旨、報告をいたしたところでございます。

6点目、7点目につきましては指導課の主幹からご報告を申し上げます。

指導課主幹 ご報告いたします。6点目、町田市立小・中学校等における教育用インターネットの利用に関する要綱の一部改正についてと、その下の7、インターネット利用基準を廃止する要領についてということにつきまして説明させていただきます。

改正の趣旨でございますけれども、2005年度に構築いたしました全校を結ぶ学校ネットワークで教育用のインターネットを利用する際に必要な事項を定めるため、以前にありました利用に関する要綱とインターネット利用基準というものを合体いたしまして、要綱として改正いたしました。

改正の主なポイントでございますけれども、2点ございます。

1点については、インターネット利用責任者（学校長）を位置づけておりまして、それと、教育センター担当課長、これは学校ネットワークの管理責任者、全体の管理者ということの役割を明確にいたしました。

2点目としましては、個人情報の保護とセキュリティー対策の徹底を主眼に改定いたしました。特にインターネット利用責任者であります学校長の管理する事項を3点挙げました。

まず1点目、要綱でいいますと、第3の3でございます。「ホームページによる情報の発信又は受信に関すること」、2点目「電子メールの送受信に関すること」、3点目「インターネットを用いた情報の発信又は受信に関すること」ということで、今言った事項を管理するということを明確に書きました。

改正のポイントは以上でございます。

社会教育課主幹 2006まちだ春休み子ども映画フェアの結果についてご報告いたします。

お手元の資料をごらんいただきたいと思います。3月21日、町田市民ホールを皮切りに、4月3日、ひなた村まで、11会場、「スウィングガールズ」ほか14回上映をいたしまして、入場者数は表のとおりであります。小学生を中心に親子連れで来場され、合計は



2169名でした。ちなみに前年は8会場10回上映で1953名という結果でありました。

社会教育課長 私の方からは2点報告させていただきます。

1点目は、東京都指定史跡青木家屋敷の所有者の変更および追加指定でございます。

報告書の1枚目のところでございますけれども、相続に伴いまして、いわゆる所有者がお二方になったということでご報告させていただきます。

それから、追加指定につきましては4枚目の図面をごらんいただきたいと思います。この図面は、青木家のいわゆる史跡としての図面ですけれども、その左下の方の部分、これは今現在、茶畑になっておりますけれども、明治初期の銅版画が青木家に残っておりまして、この相続に伴う所有者変更の、東京都と所有者とのやりとりの中で、この茶畑の部分、やはり史跡の一体の部分として扱ってほしいといった申し出がありまして、東京都の方もその内容を審査しまして、当時の銅版画から、やはりこの部分も史跡としてふさわしいといった審議がなされて、今回の追加指定になったものです。

3枚目のところに、東京都公報の告示内容ということで、真ん中部分に黒枠で囲ってございますけれども、追加指定面積が51.97平方メートルといった形で、青木家の史跡全体としましては約7000平米でございます。屋敷の敷地部分は約1000坪と言われておりますけれども、この左下の茶畑部分が今回新たに追加指定になりました。

次に、2005年度第2回の自由民権資料館の企画展でございます。

「次世代につなぐ自由民権～自由民権百年から120年への軌跡展～」ということで開催しました。

入館者数の総数は687名と、通常の今までの企画展の入館者数から比べると、かなり少ない数になっております。

講演会では、新井勝紘氏に講演をお願いしまして、41名の参加を得ております。

この企画展は、いわゆる自由民権100年から20年たった、その軌跡を追うというもので、自由民権100年の盛り上がりから20年経過しまして、ちょうど自由民権資料館も、ことし開館20周年ということで、それに合わせて、今までの民権運動の研究の軌跡をここで追ったということでございます。

国際版画美術館主幹 版画美術館からは、4月15日から6月11日の期間開催されます「ケーテ・コルヴィッツ展」についてご報告させていただきます。

本展覧会は巡回展であります。最初につくば市、それから新潟、熊本、姫路というところを回って、最後の館としてうちの館が開催しております。また、本展は2005年度のドイ

ツ年にちなみました企画でありまして、今回の町田市で行う「ケーテ・コルヴィッツ展」がその最終の締めという形になります。

ちなみに、ケーテ・コルヴィッツは、第2次世界大戦中に活躍した作家でありまして、ナチスとか、そういったファシズムなんかにも抵抗した作家として有名であります。そして、作品自身は社会性の強い作品を多く描いております。本展ももちろん版画が中心でありますけれども、素描、そして彫刻等も展示しておりまして、今までにない大きな展覧会というふうに思います。

また、関連催事といたしましては、成城大学の千足伸行氏によって記念講演を計画しております。

また、ギャラリー・ツアー、展示解説についても4回行うということでもあります。ちなみに、そのギャラリー・ツアーにつきましては、担当である佐川学芸員が行うことになっております。

また、新しい試みとして、「美術館で語りあおう」ということを企画いたしました。これは、美術館ですと、もう静かに静かにということがありますので、子どもたちと家族の会話がちょっと途切れてしまう。だから、ある時間帯を設定しまして、ちょっと自由に声が出てもいいよという会話の時間帯を設けてみたいという新しい試みも考えております。ちなみに、本日2時からオープニングセレモニーをやりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 以上で各課からの報告は終わりました。全体を通して質問、その他ございましたらどうぞ。

井関委員 報告事項6の教育用インターネットの利用に関する要綱ということに関連してですけれども、これは規則ですが、むしろちょっと意見みたいなものは、より実際的なことなんですけれども、よく言われていたのは、各学校から何か発信したい。例えば保護者などに、きょうは運動会をやめますというようなことを出したいというようなことが可能かどうかということで、前にも要望したと思ひますが、そういうのがなるべくできるように、セキュリティーは問題ですけれども、各学校の機動性がかなうようにというのと、あと、ある学校でホームページに接続できないというような場合に、そういうのがあったら、すぐ直せるような体制、まず学校だけでしたら学校のところで対応がつくんですが、これだと教育センターを通して、さらに市を通して、それから業者を通してというようなことで、どこかがとまるとなかなか見られないというようなことが起き得るということ

で、差し支えがないような、支障が起きたときはすぐ直せるような体制になるように希望いたします。

委員長　そういう要望ですけれども、何かありましたらどうぞ。

指導課主幹　現在、ホームページにつきましては、1日に4回更新しております。時間的にいいますと、6時半、12時、午後2時、夜8時に更新しておりますので、この間に情報を入れていただければ、ホームページ上では最新版が見られるような仕組みでございます。

それから、委員さんがおっしゃいました不審者情報ですとか、いわゆる父兄への同報につきましても、ホームページ上でやるのか、もう1つ、実はメルマガみたいなシステムを行政側で今考えているところです。安全対策課、防災課、教育委員会の方にも声がかかるはずなんです。これができますと、地域あるいは学校の保護者単位に情報を発信する仕組みというのができまして、今、行政の方では、今年度中に構築しようというような計画で進めております。

それから、安全対策についてなんですけれども、初動を早くするために、トラブルがあった機械については、24時間、365日監視しております。異常については管理者あてにメールで通知が来るような仕組みをつくっております。

井関委員　ちょっと念を押ささせていただきますけれども、いろんなことができて、ある学校のホームページが見られないというような状態が起きる。そうすると、幾らいろんないいものがあったとしてもアクセスできませんから、どうしようもない。そういうのがあったときはすぐに対応できるようにできるんですね。気がついてくれなきゃいけないですけれども。

岡田委員　就学援助費の支給の仕方、変更点についての質問ではないんですけれども、支払い方法というのが、例えば通学費ですとか、今よく週刊誌などで問題になっているのは給食費なんですけれども、そうしたものは保護者の口座に振り込むということなんです。これは今、支払いの方法を読ませていただきましたら、支払ったものに対して、「給食費」のところですが、「保護者が児童・生徒の給食費として、実際に負担した額」を支給するというふうに書いてあるんですね。ところが、現実においては、給食費が直接学校に支払われなくても、そのまま年3回振り込まれているような状況のように私は把握しているんですが、それがもし私の把握しているとおりであれば、支払っていただいた分に関してこちら側から支給するというようなシステムに変更することができないものだと

うかと。

何を言いたいかというと、給食費の取り立てに校長先生方が大変苦労されているという実態を考えると、保護者の方の口座に直接入ってしまうことで、本来学校に行くべきものがそこでとまってしまっているような状況を少し解決できるような方法はないかなということなんですけれども。

委員長 就学援助費の仕組みのことも含めて、学務課長。

学務課長 今の給食費に関しては、直接本人の方に入る仕組みになっております。制約がありまして、本人の内諾が必要なんですけれども、それを学校長口座に入るように変えていきたいというふうに考えております。

学校教育部長 給食費については、手集めの学校と口座振込の学校と2つありまして、近年、口座振込から手集めに変わっているところがあるんです。その理由は何かと申しますと、今のお話は要保護、準要保護のお話なんです、それに該当しない方でもお支払いいただけない方が多々いらっしゃる。手集めにした方が集められる割合が非常に高いということがありまして、手集めに変わっているという状況があります。

手集めに変えますと、今度、一部の方が振込ということになりますと、特に要保護、準要保護の場合に、この場合には準要保護ということになります、あるいは要保護も同じなんですけれども、プライバシーと申しますが、その方の置かれている状態ということが皆さんによくわかってしまうところから、必ずしも振込を強く要望できない、また、要望することが教育上適切なのかというふうなこともありまして、そのような表現にしてあるということです。

ただし、この議論はずっと繰り返しありまして、運用上可能な限り、手集めの場合も振込がとれるものについてはとっていくということで、昨日説明会があったと思いますが、そういうところでもお願いをしていくような方向では考えてきているということであり、それぞれ事情がありますので、その辺をよく勘案した上での対応を適切にとっていきたいというふうに思っております。

委員長 ほかにございますか。 ないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

以上で第1回定例教育委員会を閉会いたします。

午前11時1分閉会